

福彩支援ニュース 第16号

2017.7



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582



原告・被告、 はじめての 弁論対決へ



ぜひ傍聴にお越し下さい！

次回期日は **2017年7/19(水)!**

15時開廷 ★傍聴希望の方は、14:20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第16回期日(2017/5/24)報告

福彩支援事務局

5月24日の第16回期日には、30名の方が傍聴席で訴訟の行方を注視して下さいました。皆さま本当にありがとうございました。

福彩訴訟は第1回期日から脇由紀裁判長が担当していましたが、第16回期日より岡部純子裁判長に代わりました。前任の脇氏は、現地検証や専門家証言の可能性に触れていましたが、新しい裁判長の下で、訴訟がどのような方向に進んでいくのか、注目されます。弁護団によれば、「引き継ぎを受けて、これまでの書面をじっくり読んでいたようだ」との感触です。

第16回期日では、原告代理人弁護士より、「1) 被告らが、1999(平成11)年には敷地高を超える津波による

浸水事故を予見し得たこと、2) 避難を継続している原告らの行動には、十分合理的な理由があること 3) 被告国は、被告東電に対して津波被害に対する措置を講じるよう、審査・規制すべきだったこと」についての準備書面提出と陳述がありました。

「福島原発さいたま訴訟(福彩訴訟)」では、ドラマや映画のように原告・被告双方が弁論で対決する、という場面が見られませんでした。被告の国・東電が、意見や反論を書面で提出するだけで、口頭での弁論を避け続けたからです。国・東電は、原告や代理人弁護士の意見陳述にも執拗に反対し、裁判所側から「口頭主義ですから」とたしなめられる有様でした。

しかし、第16回期日から裁判長が代わり、原告・被告双方が、これまでの主張を新しい裁判長に説明する「弁論の更新」を迫られたため、国・東電も、ようやく重い

腰をあげました。口頭弁論は通常30分程度とされますが、第17回期日では、時間を3倍以上に拡大し、原告40分、国35分、東電20分の陳述が行われます。国がこれだけ長時間の陳述をするのは異例で、国と東電の賠償責任を同等に認めた前橋地裁判決（2017年3月）への強い対抗意識を感じます。

皆さまの熱いご支援によって進められている「公正な判決を求める署名」は、**6,270筆**（2017年6月20日時点）にのぼっています。切り札となる署名は、裁判長が代わった訴訟後半に向け、**一万筆をめざして拡大していきたい**と思っています。皆さま引き続きご協力ください。

<http://fukusaishien.com/archives/549>

第17回期日は、今後の訴訟の行方にとって、きわめて重要なポイントとなります。「年間被ばく線量が100ミリシーベルト以下の場合、健康被害は立証できない」などというトンデモ反論を、国側が予定している、という情報もあります。

緊迫した法廷で、原告と代理人弁護士への最大の励ましは満員の傍聴席。裁判前半の総まとめとなる重要な期日です。皆さま、ぜひ傍聴においでください！

***今回の期日は長時間にわたるため、閉廷後の報告集会は裁判所前で短時間で行います。**

◎次々回、第18回期日（於：さいたま地裁）

10月4日（水）午後1時30分

第17回期日（7/19）から、かなり時間が空きますので、8月～9月前半にかけて、**拡大原告交流会**（対象は原告、原告代理人弁護士、事務局メンバーのみ）を、また10/4の第18回期日の後に、「**福彩支援・年次総会**」（対象は福彩支援会員）を予定しています。

拡大原告交流会では、裁判後半の大きな山となる第17回期日（7/19）の内容についての解説と、今後の裁判の見通しを、原告代理人弁護士の方々に語っていただきます。お仕事などで平日の傍聴に参加できない原告のみなさまにも参加いただけるよう、土日の週末での開催を予定しています。原告の皆さま、この機会にぜひご参加ください。

第15回期日 原告代理人弁護士意見陳述書（全文）

平成26年（ワ）第501号ほか

原告 30世帯99名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述

平成29年5月24日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣 慶子 外

※編集部注：紙幅の都合で、以下の意見陳述書が前提としている準備書面の掲載を割愛しています。ご諒承ください。

第1 第40準備書面について

第40準備書面は、被告国（国土庁）自身が作成・公表した「津波浸水予測図」（甲A103）に基づけば、平成11年11月の段階で、被告らは、福島第一原発に敷地高さを超える津波が各号機の建屋に襲来し、防水対策がなければ建屋の地階、地下階に設置された配電盤等の電源設備が浸水して事故に至るといふ、本件同様の結果が発生することを予見しえた、ということを主張する書面です。

更新弁論でも述べたとおり、被告国は平成9年3月、日本列島の太平洋沿岸域に到来が想定しうる最大規模の地震と、それが到来した場合の各沿岸域での津波高さを具体的に示すとともに、各地域でこれに対する津波対策が行われるよう、各自治体が策定すべき防災計画の手引きをとりまとめました（「4省庁報告書」,「7省庁手引き」）。

4省庁報告書には、福島県海岸部には津波水位（平均）6.4～6.8メートルの津波が到来しうることが明示されていました。そして、ここに上げられた数値はあくまで沿岸部での津波水位であり、原告第17準備書面で述べたとおり、一般的に津波は、沿岸部での津波高さと陸上に遡上後の浸水高は概念が異なり、数値もそれぞれ異なります。

7省庁手引の別冊「津波災害予測マニュアル」は、福島県に到来が想定しうる津波が陸上に遡上後、陸上

のどこでどの程度の浸水が生じるかを、各地域の地形等を考慮した津波浸水予測図を作成して事前に想定しておくことを推奨し、その作成方法を具体的に明示していました。

被告東電ら電力会社は、この4省庁報告書で示された、想定しうる最大の津波(福島県沿岸部で上記6.4～6.8m(平均))を対象津波として津波対策を講ずべきという基本方針について、「これらの考えを原子力に適用すると、多くの原子力発電所で津波が敷地高さ、屋外ポンプ高さを超えること」(甲A26, 1頁8～10行。丙口40、7頁)を認識し、4省庁報告書が公表されれば、原発の津波防災は脆弱だとして「社会的混乱が生じる」(丙口40)など、原発事業の営業に支障が生じると判断しました。そこで他の電力会社とともに、同年7月25日付で被告国に対し、この4省庁報告書の公表に、強く反対する文書を送付しました。

こうした原発事業者の強い抵抗にあって、被告国が作成した4省庁報告書を含む上記一連の公文書は公表が遅れましたが、その後被告国はその内容を変更せず、作成から1年遅れた翌10年3月、これらを公表しました(丙口40)。

その上で被告国(国土庁)は、平成11年11月、上記「津波災害予測マニュアル」で示した作成手法に基づいて、実際に福島県沿岸における「津波浸水予測図」を作成しました。各地の具体的な地形等を考慮して作成された、この津波浸水予測図によれば、福島県沿岸部に6メートルの高さの津波が到来すると、同津波は福島第一原発の敷地高(O.P. + 10m : O.P.は「小名浜港平均海面」)を超えて陸上に遡上し、同敷地が2～3メートル浸水することが示されています(甲A103)。

そうであれば、この浸水予測図を被告国が作成・公表した平成11年11月の段階で、被告らが福島第一原発に敷地高を超える浸水高さをもたらす津波の到来を予見しえたことは明らかです。

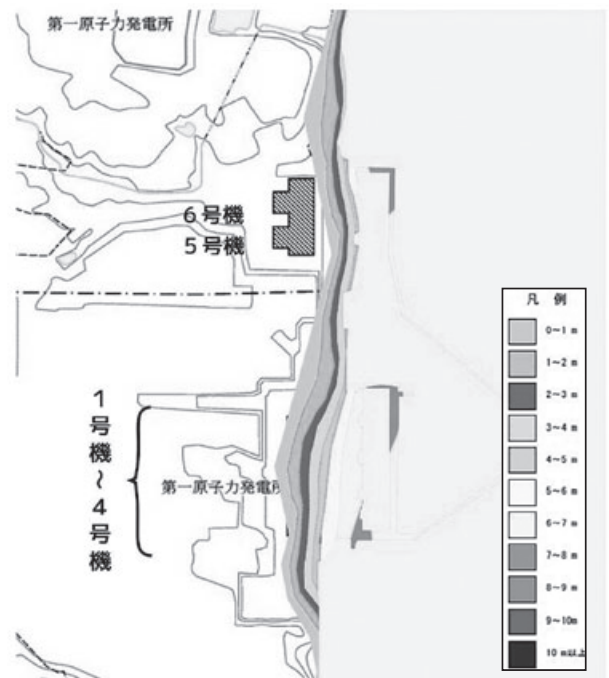
この点被告国は、4省庁による上記調査報告書について、「自治体が具体的な津波対策を実施する際には、より詳細な津波数値解析を実施することを想定しており、同調査による数値解析結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとは位置づけていない」などとして、4省庁報告書が、福島第一原発の敷地高を超える津波の予見を基礎づける資料たり得ないと主張してい

ます(被告国第3準備書面13～15頁ほか)。

しかし実際には、被告国自身が「津波災害予測マニュアル」で示した津波数値解析手法に基づき「津波浸水予測図」を作成しています。これが、甲A103(下図)です。

「設定津波高6m」の図を見ればわかるとおり、福島沿岸部に6mの水位の津波が到来すれば、福島第一原発の建屋が浸水するという結果は、被告国のいう各地の地形等も考慮した詳細な津波数値解析の結果、判明していたのです。被告国の反論は失当と言わざるを得ません。

この訴訟で私たちは、被告らは遅くとも平成14年の長期評価の公表段階で、福島第一原発立地地点に敷地高を超える津波が到来し、建屋の地階・地下階にある電源設備が被水して全電源喪失状態に至り、過酷事故に至ることを予見しえたと言っています。被告らはこれを否認していますが、先に述べたとおり、平成11年の段階においても、沿岸部での津波高さ6メートルの津波が来ると、O.P. + 10mの位置にある敷地が2～3m浸水することを予見し得ていたという事実は、平成14年の段階で被告らは敷地高を超える津波の到来を予見しえた、という原告らの主張を強く補強するものです。



▲平成11年(1999年)3月、国土庁、社団法人日本気象協会が作成した「津波浸水予測図」の一部を拡大。(河合弘之弁護士らによる「東京電力役員の強制起訴を求める上申書」より/元画像がカラーのため、モノクロ印刷での正確な再現はできません)

第2 第41準備書面について

第41準備書面は、今なお放射能に汚染された生活空間においては、将来の健康被害の発生確率が高まるなどのリスクがあり、安心して生活を営むことができないと考え、避難を継続している原告らの行動には、十分合理的な理由がある、ということを主張する書面です。

原発事故から6年を経て、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域においては、除染実施計画に基づく除染が実施されました。

しかし、取り除いた土壌等の処理には、問題が山積し、解決の道筋が見えない状況にあります。すなわち、除去土壌等の最終処分については、いまだ具体的な道筋は明らかにならず、中間貯蔵施設の整備も不十分な状況にあります。加えて、仮置き場の確保すらも難航しているため、除去土壌等を住宅等のそばに「現場保管」せざるを得ない実態が続いています。

また、除染の効果も不十分です。環境省の想定によれば、建物の遮へい効果により、屋内の放射線量は屋外の0.4倍とされていますが、そのような想定は誤りだったと言わざるを得ません。そして、自治体の実証試験によれば一定程度の効果が認められた除染メニューについて、十分な補助金が出ない仕組みになっているという問題もあります。

このように除染の効果が不十分であるにもかかわらず、環境省が再除染を実施するための基準を設けていないことから、必要な再除染が行われぬ懸念や、そもそも除染が実施されていない森林からの2次汚染が発生する懸念もあります。

こうした状況を踏まえると、今なお原告らが、事故前の居住地はかつてのように安心して日々生活できる環境になっていないと考えて、避難先での生活を継続していることには、十分合理性があることは明らかです。

第3 第42準備書面について

原告はこれまで、本件事故を回避するためには、非常用電源設備等の分散配置や水密化などによって、津波による浸水に対して多様性や独立性を確保する措置を行うことが必要だったのであり、被告国はかかる措置を講ずるよう、被告東電に対して電気事業法に基づく技術基準適合命令を発令すべきであったと主張してきました。

これに対し、被告国が第11準備書面で主張してい

ることは結局、敷地高さを超えて浸水する津波への防護策を講じることは、技術基準省令では要求されていなかったから、原告が主張するような措置を被告東電が行っていなかったからといって、技術基準省令に反していたということとはできないというものです。

しかし、原子炉の設置許可申請の際に行う安全指針の基礎であり、原子炉施設の基本設計への要求事項を定める安全設計審査指針は、総則としての「原子炉施設全般」の章で、安全機能を有する構築物等は「想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること」を要求するとともに(指針2)、これに加えて、重要度の特に高い安全機能を有する系統についてはさらに「多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること」を要求しています(指針9)。そして、この総則を受けた各則である「計測制御及び電気系統」の章で、非常用所内電源系が「多重性又は多様性及び独立性」を有することを求めています(指針48)。

安全審査指針を受けて、設置許可後の詳細設計の規制について定めた技術基準省令62号においても、総則として、津波を含めた自然現象により原子炉の安全性を損なうおそがある場合には防護措置を講じることが定められ(4条)、各則である保安電源設備の規定において、非常用電源設備等に多重性又は多様性、及び独立性を持たせることが要求されています(33条4項)。

原子炉施設に関するこのような規制の体系からすれば、被告国は、設置許可申請において基本設計の妥当性を審査する段階においても(前段規制)、設置許可後に詳細設計の規制を行う段階においても(後段規制)、原子炉施設が、津波を含む自然現象に対して安全性を維持できるか、という見地から、非常用電源設備等の「多重性又は多様性、及び独立性」を審査・規制しなければならないことは明らかです。

非常用電源設備等の安全性を検討する際、津波による浸水の影響は考慮しなくてよい、とする被告国の主張は、本件事故の原因が津波であったことを奇貨として、自らが作り上げた規制の体制を本件で自己に都合よく解釈し、責任を逃れようとするものに他ならず、合理性がありません。

以上

2016年度(第5回)広域避難状況調査から

震災支援ネットワーク埼玉事務局長 **愛甲 裕**

私たち震災支援ネットワーク埼玉では早稲田大学 災害復興医療人類学研究所と共同で、2012年春以来、「避難者状況調査」を毎年形を変えながら実施し、第5回目となった2016年度避難者状況調査は、以下の自治体にご協力をいただいで実施しました。

- ・双葉町(関東1都6県): 875世帯
 - ・大熊町(関東1都6県): 1,000世帯
 - ・富岡町(関東1都6県): 1,500世帯
 - ・いわき市(関東1都6県): 700世帯
 - ・南相馬市(全国): 6,200世帯
- 合計:10,275世帯

▶ 広域避難者が抱える深い心の傷

本調査では、避難生活中の皆さんのストレス状況について毎回集計させていただいています。設問としては、国際的に標準化された質問紙である「改訂出来事インパクト尺度」(略称:IES-R)を用いています。

最近ではマスコミでもしばしば取り上げられるようになったPTSD=心的外傷後ストレス障害ですが、天災、事故、戦争、犯罪、虐待など、命の安全が脅かされるような出来事によって強い精神的衝撃を受けることが原因となり、精神的不安定、不安、不眠などの過覚醒症状やトラウマの原因となった障害の回避傾向、フラッシュバックなどが基本的な症状とされています。このIES-Rのスコアが25点以上となるとPTSDの可能性のあるストレスレベルにある疑いがあるとされています。

1995年に発生した阪神淡路大震災が発生した3年8カ月後の調査では約40%の方がPTSDの可能性のあるストレスレベルにありました。2004年に発生した新潟県中越地震では3カ月後及び13カ月後の調査では約21%という数値でした。

一方、2012年3月の調査(埼玉)では過去の震災と比較してはるかに高い67.3%という3人に2人がPTSDの可能性のあるストレスレベルにありました。

そして2年後は埼玉県に加え東京都内に避難中の方に調査範囲を広げたのですが、59.6%と依然と高い数値でした。4年後は52.5%、5年が経過した2016年には32.9%

とおよそ3人に1人と低下する傾向にありました。2016年春にストレスレベルが低下したのは、原子力賠償紛争審査会の中間指針 第四次追補により、移住に伴い新たな住居を取得するための損害賠償が示され生活再建の柱となる家屋の確保の見通しがついた方が多いことが大きな要因の一つであるように思われます。実際、調査結果では、すでに25%の方が福島県外に移住し、新たな人生の再スタートを切り始めていらっしゃるようです。

ところが、6年が経過しようとしている2017年には51.9%と反転してしまっている状態となっています。そこで、まずは、ストレスを高める要因となったものは何なのかを探ってみたいと思います。

▶ ストレスの原因を探る

「PTSDの可能性」があるほどの強いストレスの要因となるものを調査用紙の中でさまざまな角度からお尋ねさせていただきました。回答をつぶさに分類してみると、**1、心理的要因**、**2、社会的要因**、**3、経済的要因**という3つが浮かび上がってきます。

1、心理的要因

- ・ 原発事故発生当初1週間に「死の恐怖」を感じたこと
- ・ 「ふるさとを喪失」したつらさ、
- ・ 地域の人との関わりの中で避難者であることによって「いやな経験」をしたこと

2、社会的要因

- ・ 悩み・気がかり・困ったことを「相談」できる相手が近くにいない
- ・ 何でもきさくに打ち解ける仲間、コミュニティが失われてしまった
- ・ 長期化する避難生活の中で、家族との関係がうまくいかなくなってしまった

3、経済的要因

- ・ これからどのようにして生計を立てていくかという心配
- ・ 生活の基盤となる家をどうするか
- ・ 避難先での仕事の問題

さらには、自由記述欄にお書きいただいている内容を集計してみると、これから先の見通しができないことによる「不安」、国や東京電力などに対する「不信」、さまざまな政策、

除染作業などへの「不満」などが複合的に絡み合っ
てストレスを高めているものと思われます。

▶ 6年が経過してストレスレベルがなぜ反転？

2017年3月末をもって自主避難世帯に対する住宅の無償
供与が終了となりました。東京電力は自主避難者に対して
は、ごくわずかな賠償金しか支払に
応じていません。多くの自主避難者の方々は
お子様への放射線によるリスクを回避する
ために福島を離れています。

そんな自主避難者の方に、「原発の近くで
なかったら、みんな平気で住んでいるんだし、
福島に戻れるんじゃない？」というように
口に出す人がいます。

しかし、小さかったお子さんも6年が経過し
学校に通うようになると、簡単には動くこと
ができません。中には避難元の親類から「な
ぜ逃げたの？ いつまで避難しているの？
みんなこっちで普通に暮らしているのに」
などと言われてしまい、戻るに戻れない方
もいらっしゃるようです。

お子さんが首都圏での暮らし、学校生活に
慣れて、お友達と仲良く勉強もできている
場合の方がむしろ多いかもしれません。し
かしマスコミで“いじめの問題”が報じら
れることで、周囲が気を遣うことで何とも
耐えがたい空気を感じているお母さまも
います。

父親だけが避難元で仕事を継続する
場合には二重生活。避難元の家にローンが
残っている場合、ただでさえ家計は苦しい
所に、住宅の無償供与が終了してしまう
ことで自主避難中の皆さんの暮らしは
ますます困窮していく恐れがあります。

▶ 新たな自主避難

2014年4月には田村氏都路地区東部、
2014年10月そして2016年6月には
川内村東部の避難指示が解除されました。
続いて2015年9月5日楡葉町の避難指
示が解除され、2016年6月には葛尾村、
同7月には南相馬市の帰還困難区域を除く
区域の避難指示が解除となりました。避難指
示解除の1年後には、東京電力による精神
的慰謝料の支払いが停止となり、これらの
区域から避難生活を続けている方は“新
たな自主避難者”ということになるわけ
です。ちなみにこれらの解除された地域へ
の住民の帰還率は2017年1月末現在
では約13%にとどまっている状況にあ
ります。

そして2017年の春には1万5千人にお
よぶ新たな自主避難者が生まれたことにな
ります。2017年3月31日には浪江町、
飯館村、川俣町山木屋、4月1日には富
岡町の居

住制限区域、避難指示解除準備区域が
避難指示解除となっています。

解除対象は、避難指示解除準備区域
7469人、居住制限区域7858人の計
1万5327人(1月末現在)が“新たな
自主避難者”となるわけです。避難指示
が解除となることで、1年後には東京
電力による精神的慰謝料の支払いが終
了し、避難住宅の無償供与も終了とな
る見込みです。

以上の通り、今回の調査では、首都
圏避難者はますます追い詰められてい
ることが明らかとなる結果となりました。

いわゆる「共謀罪」の成立について思うこと



福彩訴訟原告代理人弁護士 松浦 麻里沙

(編集部)「福島原発さいたま訴訟」原告の闘いを全面的にバックアップしている埼玉弁護士会は、いわゆる「共謀罪」法案に強く反対し、その危険性を訴えてきました。

法案は6月15日、強引に成立されてしまいましたが、なぜ「共謀罪」が問題なのか。市民運動や裁判闘争にどうい
う影響をもたらすのか。福彩訴訟原告代理人の松浦 麻里沙弁護士にご寄稿をいただきました。

1

平成29年6月15日、**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律**(以下、「組織的犯罪処罰法」といいます。)等の一部を改正する法律が成立しました(いわゆる「共謀罪」です)。

埼玉弁護士会では、法律の成立に先立つ平成29年5月23日、「いわゆる『共謀罪』を創設する組織的犯罪処罰法の改正に反対する総会決議」を決議しています。そしてその後、6月9日から13日にかけて、川越、浦和、越谷において「共謀罪」の創設に反対する市民集会を連続して行いました。また、法律成立後の6月27日にも、熊谷で同様の市民集会を行いました。

私はこのうち、総会決議の議決と、浦和、越谷での市民集会に参加しました。本稿では、これを通して私が感じた「共謀罪」の危険、とくに市民運動に与える影響の怖さについて、述べたいと思います。

2

改正された組織的犯罪処罰法6条の2では、「テロリ

ズム集団その他の組織的犯罪集団」の団体の活動として、組織により行われる重大な犯罪の遂行を2名以上で計画した場合で、「計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為」が行われたときに、処罰をすることを定めています。この「共謀罪」には、いろいろな危険があることが指摘されていますが、ここでは、「組織的犯罪集団」について指摘します。

この条文で、「組織的犯罪集団」とは「その結合関係の基礎としての共同の目的が…罪を実行することにある団体」と定義されています。この定義では「組織的犯罪集団」は「テロ集団・暴力団・麻薬密売組織・人身売買組織」などに限定されていません。そして、「組織的犯罪集団」が設立当初から犯罪実行目的を持っている必要もなく、犯罪とは全く無関係な集団も、その「目的が」「罪を実行することにある団体」に変質したとみなされれば、適用対象となります。

このことから、「組織的犯罪集団」には、一般市民が組織する市民団体も含まれてしまう危険があると言われているのです。

ある集団の「目的」が「罪を実行することにある」と最初に判断するのは誰でしょうか。それは裁判所でも、地域社会でもありません。警察等の捜査機関です。捜査機関が一方的に、ある集団の目的が「罪を実行することにある」と認定すれば、「組織的犯罪集団」として捜査の対象となってしまうのです。

3

「捜査の対象となっても、やましいことがなければ、嫌疑が晴れるのだから構わないのではないか」と思う方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、注意しなければならないのは、「捜査の対象となる」だけで、市民活動には重大な影響をもたらしてしまうということです。

捜査機関が行う捜査とはどのようなものか、ご想像下さい。ある団体が、どのような犯罪計画を立てているかを調査するためには、盗聴や監視などの外からは見えにくい手法の捜査だけでなく（もちろんこれも大きな問題ですが）、関係者周辺への聞き込みなどを行うことも考えられます。ある市民団体の活動について、関係者（例えば、活動の場所を提供してくれている人や、イベントを手伝ってくれているボランティアなど）が警察から問い合わせを受けたとしたら、その人はどう思うでしょ

うか。「あの団体は警察が調べるようなことをしている団体なのだろうか」と不安を覚えて、その団体の活動に協力することに消極的になる、ということは容易に想像できます。

また、強力な捜査手段として、関係各所の捜索・差押があります。捜査機関としては、ある集団が犯罪計画を立てているかどうかを確認するために、その集団の事務所や構成員の自宅を捜索し、必要なものを差し押さえることができます。いわゆる「家宅捜索」です。事務所や自宅が家宅捜索を受けたとなれば、地域の人からどう思われるでしょうか。家宅捜索の結果、何も発見されなかったとしても、「あそこは家宅捜索を受けた」という人々の評価は残ります。場合によっては、その地域で活動が続けることが難しくなってしまうのではないのでしょうか。

このように、捜査機関は、「我々はこの集団をマークしているぞ」と示すだけで、市民団体の活動を簡単に弾圧することができてしまうのです。

「共謀罪」には、ある団体が権力に反抗的な主張をしているという理由だけで、捜査機関が捜査を開始し、市民活動を弾圧することを可能にしてしまう危険があるのです。

先に挙げた埼玉弁護士会の総会決議では、次のように具体的な危険を指摘しています。

「労働組合がリストラに対して抗議行動を計画したり、市民運動団体が首相官邸前で座り込みを計画したりしただけでも、組織的な威力業務妨害の『テロ等組織犯罪準備罪』に該当するとして捜査機関が構成員を検挙しかねない。」

4

「そんな風に考えるのは、権力への信頼がなさすぎる。現代の日本で、そんな節操のない捜査が行われることはない。」と思う方もいるかもしれません。

しかし、「共謀罪」が創設されるよりも前に既に、犯罪とは何の関係もない市民の行動を、警察が監視し、その情報を第三者に提供するという事件が起きていました。上記の市民集会で報告された事例を紹介したいと思います。

岐阜県大垣市では、A社によって風力発電施設計画が進められていました。地元住民は、この計画について、故郷の環境がどう変わるのか、工事による土砂崩れ等の危険はないのか、風力発電の低周波健康被害と

はどういうものなか等について勉強会を行いました。こうした中で、大垣警察署が、勉強会を開いた地元住民2人と、脱原発活動や平和運動をしていた市民2人の氏名、学歴、職歴、病歴などの個人情報、A社に提供していたことが、2014年7月24日、朝日新聞の記事により発覚しました。大垣警察署はA社に対し、「平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」と言って、お互いに情報をやり取りすることを求めています。

情報提供の対象となった市民には、A社の風力発電事業に反対するデモを行ったとか、業務を妨害するような行為を行ったという事柄はありません。ただ、風力発電に関する勉強会を開いただけです。それにもかかわらず、警察が勉強会の存在を把握し、参加者の氏名や学歴等までも把握し、監視の対象としていたことが明らかになったのです。

警察等の捜査機関の善意や良心を盲信することは危険です。「公共安全」や「社会秩序の維持」に必要なという一方的な判断のもと、捜査機関は強力な権力を行使して捜査を行うのです。

5

このように「共謀罪」は、権力にとって都合の悪い活動を弾圧するために利用される危険の高いものです。今後は、その廃止を求めるとともに、市民の自由な活動を阻害する不当な捜査には抗議し、委縮せず声を上げることが重要だと思います。

編集後記

6月30日、東電旧経営陣三人を強制起訴した刑事裁判の初公判が、東京地裁で行われました。福彩訴訟をはじめとする損害賠償請求訴訟は、「民事裁判」ですが、この裁判は、被告の刑事責任を追及する「刑事裁判」（業務上過失致死傷罪）です。旧経営陣は津波を「予測不可能」「想定外」として無罪を主張しましたが、本号2ページ以下の「原告代理人弁護士意見陳述書」にもあるとおり、旧経営陣は1997（平成9）年に、国から深刻な津波の被害を警告されながら、その公表に反対し、かつ対策を先送りにしました。「予測」も「想定」もされていたのに、営利優先で対策費を惜しんだのです。旧経営陣の言い逃れは、絶対に許されません。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2017/6/15現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	篠永 宣孝	大東文化大学教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	菅井 益郎	国学院大学教授
石川 逸子	詩人、作家	須永 和博	獨協大学外国語学部
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	田中 司	立教小学校元校長
井戸川克隆	前双葉町長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	松本 昌次	編集者・影書房
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授（日本近代史）
小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授	渡邊 泉	東京農工大学准教授
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長		

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です（口座番号：00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援）

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店(ゼロイチキューテン)／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称：福彩支援) ▶ ウェブサイト：<http://fukusaishien.com/>

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel : 048-960-0591 fax : 048-960-0592

* 北浦恵美 Email : apply@fukusaishien.com tel : 04-2943-7578 fax : 04-2943-7582